

国民健康保険高齢受給者証が更新

昭和7年10月1日以後に生まれた70歳以上のかた

昭和7年10月1日以後に生まれた国民健康保険の加入者で、70歳以上のかたの高齢受給者証が8月1日(日)から新しくなります。

現在、交付されているものは、有効期限が7月31日までとなっています。8月1日からの新しい高齢受給者証は、7月末に被保険者あてに郵送します。『新高齢受給者証』が届いたかたは、『旧高齢受給者証』を8月1日以降に、お手数ですが各自で処分してください。なお、新しい高齢受給者証が届かない場合はご連絡ください。

医療機関に受診するときは、高齢受給者証と国民健康保険証を必ずお持ちください。

お医者さんの指示どおり、薬はお医者さんの指示どおり、服用してください。時間外、休日受診はできるだけ避けましょう。お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。

お医者さんの上手なかかり方、お医者さんの掛け持ちは、やめましょう。

住民課 内線337

各種手当制度ご存じですか

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当(母子家庭等) 1年以上遺棄 未婚の子 父

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある場合は20歳未満の児童)で、

次のいずれかの条件にあてはまる者を監護している母子家庭などの母親または母親に代わってその児童を養育しているかた

父母が離婚 父が死亡 父が重度の障害者(国民年金1級程度)

父から 父の生死が不明 父から

1年以上遺棄 未婚の子 父が1年以上拘禁

手当額(対象児童1人の場合) 全部支給…41,880円/1か月 一部支給…9,880円/1か月 870円/1か月

特別児童扶養手当(障害のある児童) 精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母または父母に代わって養育しているかた

支給されないことがある場合 児童福祉施設等に入所しているとき 児童(児童扶養手当は母、養育者を含む)が公的年金を受けているとき

手当額

1級(重度) 月額50,900円/人

2級(中度) 月額33,900円/人

現況届・所得状況届(8月)

児童手当の対象年齢が小学校3年生終了までに拡大されました。

平成16年9月30日までに受付けしたものに限り、4月分(または支給要件に該当した翌月分)から支給されることになっています。

児童手当が拡大されました 手続きはお済みですか?

上記以外のかた **認定請求書を出**

小学2・3年生の保護者かた **提出**

現在児童手当等を受給し未就学児童のいるかた **額改定届を提出**

上記以外のかた **認定請求書を出**

提出

認定請求書・届様式は、保健福祉課窓口にあります。

年金加入証明書または、被保険者証の写し(厚生年金加入者等の場合)、児童手当用所得証明書(H16・1・1現在明和町民でなかった場合のみ)の添付が必要で

です。

保健福祉課(老人福祉センター) ☎(84)4926

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出

提出



児童手当等を受給しているかたは現況届、特別児童扶養手当を受給しているかたは所得状況届を毎年8月に提出していただき、これにより受給者の資格審査および所得審査を行い手当の支給額が決定されます。後日通知しますので、必ず提出してください。

保健福祉課(老人福祉センター) ☎(84)4926